



<論説>交渉下の賃銀決定についての一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 浩一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002379

交渉下の賃銀決定についての一考察

佐藤 浩 一

一 序

今日われわれが経済学説史上における賃銀の理論を繙くならば、そこでは何ら理論の不足をみるどころか逆に数多くのそれを見出すであろう。「しかしながらそれらは、余りにも数多く、余りにも相互矛盾であるので、重要な諸々の真理を強調するというよりおゝい隠している」¹⁾とさえ云いうるのであつて、これらは現代の賃銀論のもつ課題に對して回答を与えるというよりもさらに多くの問題を提起せしめてきたものといわなければならない。ところで周知の如く、これらの諸論の中でもつとも支配的学説は限界生産力説であることは論をまたないところであるが、今日尚その分析の明快さにも拘らず多くの問題を残している。とくにこの学説が需要曲線の分析にウェイトをおいてきたのに反し、供給曲線の考察はきわめて不十分であつたことがこの説による賃銀決定論が多くの批判にあわねばならなかつたところであつたといふのであろう。加うるに近時の現実面における賃銀の決定は大雑把にいつて「二つの傾向、即ちそれは団体的に、とりわけ労働組合と雇用者側との間の問題となりしかもそれは交渉によつて決まる」とによつて特徴づけられ²⁾ている。従つて賃銀の決定も需給曲線によつて一点に定まるのではなく、労働組合と雇用者側それぞれの許容しうる「上限と下限」という範囲内において定まるのであり、その落着くところは両者の交渉力

に左右されるものと考えてよいであろう。こゝに最近の賃銀決定論として「団体交渉下における賃銀決定」ということが取り上げられてきたのであり、もつと一般的にいうならば、交渉力論が俎上にのせられてきたものといふであろう。しかし注意すべきことはこのような考え方は何も最近急に現われてきたのではない。スミスの論の中にも既に見出しえたところのものであり、労働者の団結の経済の種々の面―特に分配への影響は夙に認められていたところのことであつた。

しかしながら現在われわれは、それではどのような交渉力論をもっているであろうか。われわれは今日の交渉下の賃銀決定論を考察する前に、その接近の範囲を限定せねばならない。何故なら団体交渉に影響を及ぼす諸要素は、単に経済的なそれのみではなく、社会的な要素もまたきわめて大きいのであり、更に遡つて交渉の当事者たる労働組合そのものが單純に経済的目標をかゝげた経済的機能とみる立場に對して、尚強くそれを政治的機能を有するものとみる立場³⁾が存在しているからであり、従つて団体交渉下の賃銀決定の問題への接近は單なる経済的接近のみではなく、他の種々の特に社会学的な接近が存しているからである。そこでわれわれはこれらの接近の中から当然経済的立場に於て以下の考察をすゝめるものとしよう。ところで今日われわれは所謂「労働経済学」の名のもとにきわめて多くの文献に接しうるのであるが、これらの中においてわれわれが求めようとする交渉力下の賃銀決定論に正面よりとりくんでいるものは甚だ少いといわなければならない。古くはハット⁴⁾やヒックス⁵⁾の文献にそれを見出しうるのであるが、最近の労働経済学の文献において真の意味における交渉の理論は取りあげられているとはいへない。そこでこれを経済理論の立場から考察するならば、おゝよそ二つの潮流が存在しているといえるである。その一つはひとくちにいつて団体交渉下にある労使の対立を一種の双方独占下にある状態と考へて考察を進める立場であり、フェルナー⁶⁾、ヘイリー⁷⁾等によつて示されたものであり、労働経済学の立場から接近を試みたダンロップ⁸⁾もまたこの流れに属するも

のとみなすことができよう。次に考えられる立場は団体交渉下の労使両方の行動を、前者の如く経済的合理性をもつ行動とはみずに不合理な闘争の場と考えて心理的接近を試みるものであつて、古くはツオイテン⁹⁾にその出発をみ、ペンやシャックル¹¹⁾等によつて代表されるものであり、更にはモルゲンシュテルン・ノイマンのゲームの理論を用いて考察するシェリング¹²⁾等につながる人々をあげることが出来るであらう。

〔註〕

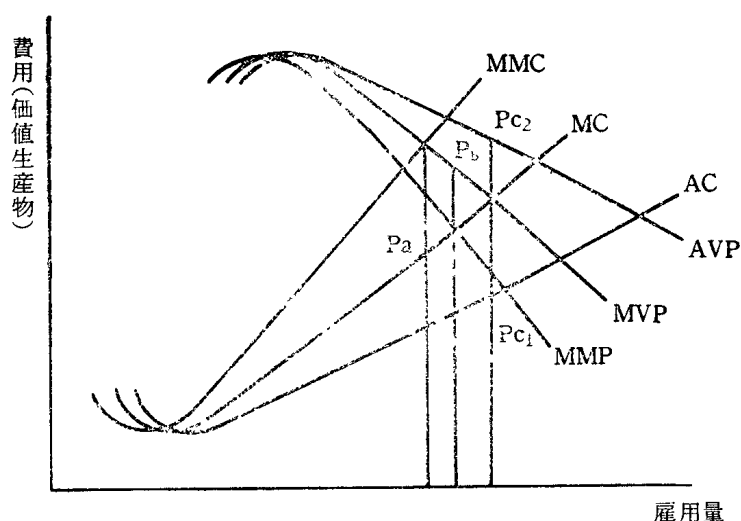
- (1) P.A. Samuelson, "Economic Theory and Wages," in *The Impact of the Union*, ed. by D.M. Wright, 1951. p. 312. 内田忠寿訳「労働組合と現代経済学」昭和二十二年、二四三頁。
- (2) J. Pen, *The Wage Rate under Collective Bargaining*, 1959, p.1.
- (3) 例へば、A.M. Ross, *Trade Union Wage Policy*, 1956. この立場がみられる。
- (4) Hutt, *The Theory of Collective Bargaining*. 1930.
- (5) J.R. Hicks, *The Theory of Wages*, 1932. 内田忠寿訳「賃銀の理論」昭和二十七年。
- (6) W. Fellner, "Prices and Wages under Bilateral Monopoly", *Quarterly Journal of Economics*, 1947, pp. 503~532. 以下 *Competition Among the Few*, 1949. 以下 *競争の少数者*。
- (7) B.F. Haley, "Value and Distribution" in *A Survey of Contemporary Economics*, ed. by H. S. Ellis, 1949, pp. 32~36. 都留重人訳監修「現代経済学の展望Ⅱ」昭和二十六年、五四―五八頁。
- (8) J.T. Dunlop, *Wage Determination under Trade Union*, 1944. 桜林、宇田川、石原共訳「団体交渉下の賃銀決定」昭和三十一年。
- (9) F. Zeuthen, *Problems of Monopoly and Economic Warfare*, 1930.
- (10) J. Pen, op cit. 以下「A General Theory of Bargaining」*American Economic Review*, 1952, pp 24~42.
- (11) Shackle, "The Nature of the Bargaining Process", in *The Theory of Wage Determination*, ed. by J.T. Dunlop, 1957, pp. 292~314.
- (12) T.C. Schelling, "An Essay on Bargaining" *American Economic Review*, 1956, pp. 281~306.

二 双方独占論の適応

そこでいまわれわれは右の二つの流れのうち、こゝでは組合が経済的合理性にもとずいて行動すると仮定し、その経済的目標にむかつて機能を働かすと考えて考察をすゝめる立場からの賃銀決定の問題をみてみよう。この立場の人々は周知のように、労働市場における組合の行動を生産物市場における企業の独占の場合の行動の一変形として扱ってきた。しかしこのことは組合の行動をこのように把握しようとしないうような理由のもとに反対されてきた¹⁾。即ち、第一に人間は財（商品）と区別さるべきであり、第二に組合はいかなるものをも売ろうというのではなく、単に組合自身が直接統制力をもたない手近な用役の交換の条件を固定しようとするのみであり、第三に組合は所得を極大にしようとしているのでなく、第四に組合は組合内部の政治的圧力に従い、本質的には政治的制度である等の理由がこれである。にも拘らず労働組合が団体交渉において例外的な経済的特権の所有者であり、組合の存在しない場合に比してある程度まで賃銀をゆがめうる（上昇せしめうる）限り組合は独占力を所有しているといふのである。勿論労働争議の発生等を考えるときそれは何も賃銀問題にのみ関連させることのために生じたのではない。経済的目的のみならず非経済的目的が混入し、今日の賃銀問題を一そう複雑なものにしていることはいうまでもないところである²⁾。しかし乍らこれは組合の行動に限ったことでなく、他の多くの経済面（例えば消費者の行動等）にもみられるところである。しかも歴史的に組合の要求してきたところをみるならば、それは第一に、古くはその存在の承認に関心を有していたであろうが、次第に組合員の生存を保障する種々の保障方法を求めるようになり、更にはその組合員の物質上の利益の獲得を直接の目標とするにいたっている。そして特に近年においては賃銀の増大、厚生の福利と雇用の安定の保障に最大の力がいれられていることを考えるとき、組合をこのような経済的目標を有する機能—経済

的独占体としてみることは、この立場にたつ人々にとっては賃銀決定の分析上、十分正当なところであると考えられよう。

そこでこのように独占体としての労働組合が、企業家あるいは企業家の集団と賃銀決定の交渉を行うとすれば、われわれは容易にこの両者の状態を双方独占のそれとみなしうるであろう。そして双方独占の問題は古くはエッジワースによつて示された契約曲線による分析をおもいおこすであろう³⁾。事実この立場にたつダンロップの交渉下の賃銀決定論は、⁴⁾後にみるようにほかならぬこのエッジワースの契約曲線の改作によつて分析を試みているのである。しかし、現在一般に商品の交換における双方独占の理論については、われわれはツオイテン、ボウレイやヒックス、シュタッケルベルグのそれをもつのであるが、それらは近時フェルナー⁵⁾によつて更に進展せしめられた。この双方独占論の根本的問題をみるならば、それはエッジワースによつて示された単なる交換当事者間の商品交換の問題であり、もう一つは同一生産物（あるいは生産要素）の双方独占下の均衡の問題であろう。そしてこの後者の問題にフェルナーは次のように接近を試みている。即ち生産物（生産要素）の需要者（買手）が供給者（売手）より強い場合、逆に供給者が強い場合、そして両者がその合同せる利益を極大にしようとする場合（両者の力の均衡せる場合）に分類されるであろう⁶⁾。これは第1図によつて示される。この第一の場合は買手の力の方が売手のそれに比して強い場合であるから、買手の需要スケジュールは売手の限界費用 MC 線に対する限界函数 MMC 線によつてたてられ、これは買手の限界費用を示すであろう。そして彼の利潤の極大はこの限界費用を生産物の限界価値生産物曲線である MVP 線に等しくすることによつてえられる。したがつて生産物に対して支払われる価格は MMC 線と MVP 線の交点によつて示される生産量に対する MC 限界費用函数線の点 P_a となるであろう。次に逆に売手が買手に比して強い場合には、彼は彼にとつて一番望ましい限界函数を買手の限界価値生産物曲線に対する限界函数 $MMVP$ 線に等しくする



第 1 図

- AC = 平均費用
 MC = 限界費用
 MMC = 限界費用に対する限界函数
 AVP = 平均価値生産物
 MVP = 限界価値生産物
 $MMVP$ = 限界価値生産物に対する限界函数
 P_a = 需要独占の際の価格
 P_b = 供給独占の際の価格
 P_{c1} = 双方独占の際の価格の下限
 P_{c2} = 双方独占の際の価格の上限

各々他を圧倒する力を有さざるために（フェルナーによれば両者は合同せる利潤を極大にせんとする場合である）、売手は MC 線、買手は MVP 線によつて行動する。両者の交点によつて示される生産量に対する価格は、しかしながら売手の平均費用 AC 線と、買手の平均価値生産物 AVP 線によつて示される範囲内に存して（こゝでは P_{c1} と P_{c2} との間）不決定となるであろう。そしてこの決定こそまさに両者のかけひき、交渉力に委ねられているのである。 P_{c1} ・ P_{c2} 線を他方の地位をこれ以上悪くせずに一方の地位を改善するような交渉をなすことがもはや不可能な交渉の軌跡と考えるとき、この線がエッジワースによつて示された契約曲線にあたるものにほかならない。

ことによつて選定し、彼自身の限界費用函数 MC 線との交点によつてえられた生産量に対する買手の需要函数 MVP 線上の P_b 点で、その価格はきめられるであろう。ところでこの両者の場合は一方が極端に弱く、他方が支配的であり、これはまさに両者がそれぞれ相手に対して *all or none* を課しているものといわねばならない。したがつてその需給スケジュールはそれぞれの交渉力の完全な欠除を示しているものにほかならない。しかし第三の場合を考慮するならば、両者は

そこで次にこのように双方の当事者が企業の場合である双方独占の理論を労働市場に適応する場合、われわれはどのような点に注意をむけるべきであろうか。先づ考えられることは組合による労働の供給函数についてであろう。⁹⁾ というのは、組合は独占的生産者が彼の利潤の極大を求めるのと類似せる意味において、組合員の「満足」を極大にしようとしているのではない。こゝで生産者にとつての利潤の極大は、当然粗収入と会計上費用に当るものとの差を極大にすることを意味しているが、労働の供給について会計上の費用に類似せるものに当るものは存しない。各労働者にとつての心理的な費用というものは、所得の極大という目的のため粗収入から除去分としては作用しえぬところであり、これらを差引いた純所得の再分配などということは不合理なことである。かくて組合の目的が経済的なものである限り、労働者にとつてその粗収入がほかならぬ純所得とみなしうる。次に例えばダンロップによつて示される賃銀—組合員函数 (wage-membership function) をもつて費用函数にかえることが考えられるかもしれない。これは「それぞれの賃銀率において組合に加入すると思われる労働量についての幹部の評価」¹⁰⁾ によつて示されるものであり、通常考えられる労働の供給曲線の左側に位置するであろう。そして組合員は組合によりえられる賃銀水準に依拠していることを示すのであるが、しかし乍らこれは組合毎に特殊な供給曲線をえがきうるであろうし、したがつてまた組合という団体的行動を示す故賃銀の増加の場合と減少の場合に同一直線上を上下するようなことはせず (特に減少のとき)、あくまでも組合への加入の選好を示すものであつて、真の労働の供給表とはいふ難い。すると双方独占理論の労働市場への適応にあつて、供給者の費用函数を修正するならば、この地位にとつて代るものは何であろうか。われわれは組合による労働力の供給が、つねに一方において賃銀率の増大を求めつゝ、他方において雇用量の極大をも求めていることを考えるならば、組合自身が両者間の選択すべき機会を有しているとき両者の選好函数によつてその地位がとらるべきことを容易にみうるであろう。¹¹⁾ 勿論個々の組合にとつて賃銀率と雇用量は完全な代替物ではなく、

どの程度までそれらを代替財として考慮するかは問題のあるところであろうが、それはさておき、われわれは以下においてこの選好函数と需要函数による交渉力の問題のとりえ方をみてみよう。

〔註〕

- (1) A.M. Carter, *Theory of Wages and Employment*, 1959, p.78.
- (2) J.T. Dunlop, op. cit., chap. 4. 訳書、五一―八四頁。
- (3) Edgeworth, "The Pure Theory of Monopoly" in *Papers relating to Political Economy*, 1925, Vol. I. pp. 122~6.
- (4) J.T. Dunlop, op. cit., chap. 5. 訳書、八五―一〇七頁。
- (5) W. Fellner, op. cit.
- (6) W. Fellner, op. cit., chap. 9. または前掲 A.E.R. の論文の pp. 503~509.
- (7) W. Fellner, op. cit., chap. 10. 及び A.M. Carter, op. cit., chap. 7. にこれについての諸見解が示されている。
- (8) J.T. Dunlop, op. cit., p. 33. 訳書、三七頁。
- (9) 労働者側は彼らの生活水準によつて下限を支え、企業者側は賃銀支払能力によつて上限を抑えるであろう。

三 契約曲線論の適応

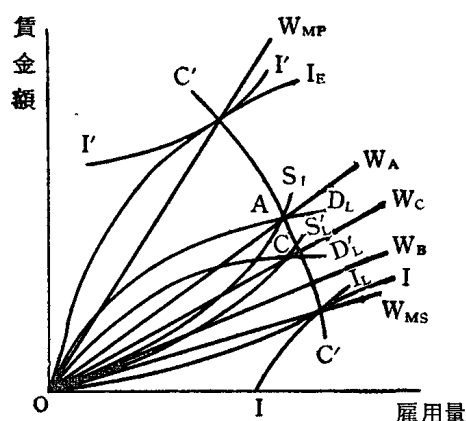
ところでわれわれは先に進む前に、今日労働経済学の立場からこの問題を取り上げ、契約曲線を使用して交渉力を考察しているダンロップの見解をみることは、労働経済学者の中において経済理論からの研究の極めて少いことを考へるとき興味ある点といわなければならない。こゝでダンロップは前節の如き供給側の選好曲線と企業者側の労働の平均或いは限界価値生産物曲線に対して、エッジワースの商品交換の場合の如く、両者の選好曲線によつて賃銀の決定される点を求めようとしている。そしてこの立場をとる理由を、即ち労働組合と企業者側の双方の交渉に際して両

者の交渉力を支配する諸要因を次のように示している。¹⁾

1、売買される賃銀および労働時間にかんする労働者と雇用主の趣好無差別図表、需要と供給の諸条件に影響を及ぼす財産権や賃銀・時間立法のような制度的要素もまた包含されなければならない。

2、市場条件、とくに労働市場、生産物市場、補完的生産要素の市場、および競争的生産要素の市場の競争程度と型、最後の二つの市場では、代替の弾力性が重要な要素である。

3、「純粹」交渉力、即ち、市場条件とは別個に、有利な協約を締結する能力。「純粹」交渉力は、ある程度の不確定領域がある場合にはとくに妥当する。この交渉力は次の二つの要素からなる。即ち、(a) 協約の相手方の行為に影響を与える趣好と市場条件とにかんする知識の程度。(b) 本質的な「強靱性」、即ち、一定の大きさのエネルギーと不快さにより、所期の結果をうる能力である。所得増加のための交渉に際して、喜んで労働をさへげ、不快にたえようとする態度は、無差別曲線の形態に影響を与える基本的趣好の一部である。



第 2 図

$I_L O$, $I' I'$ = 労働者側の無差別曲線, $I' I'$ の方が $I_L O$ がより有利

$I_E O$, $I I'$ = 企業者側の無差別曲線, $I I'$ の方が $I_E O$ より有利

D_L = 労働需要曲線, (供給独占下)

S_L = 労働供給曲線, (供給独占下)

D'_L , S'_L = 共に純粹競争下の労働の需給線

W_C = 純粹競争下の賃銀率

W_A = 供給独占下の賃銀率

W_B = 需要独占下の賃銀率

W_{MS} = 需要独占下の賃銀率の下方の限界

W_{MP} = 供給独占下の賃銀率の上方の限界

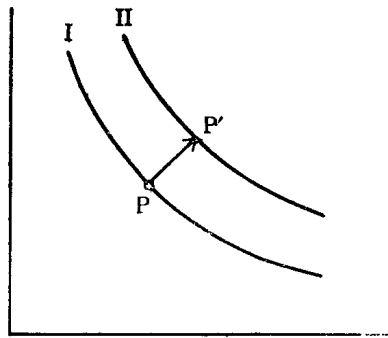
$C' C'$ = 契約曲線

この三つの要素のうちダンロップにとつては第三の純粹交渉力——「相手方の趣好についての知識、およびその関連市場の状態についての労使代表間の相違は、現代の多くの事例において圧倒的で」な

く、「趣味と市場条件それ自体のほうがはるかに重要で」あるとみなされている。そして第2図に示すようにボックス・ダイアグラムを使用することによつて契約曲線を求めた。ここで検討しなければならないのは彼によつて示された右の諸点のうち、第1の「売買される賃銀および労働時間にかんする労働者と雇用主の趣味—無差別図表」である。第2図に示されるようにこゝでの先づ労働者側の労働力の供給 LO は（労働者は凡て同一型と仮定）賃銀と労働時間との関係、つまり労働力の提供によつてえられる賃銀率と提供時間（いゝかえれば閑暇）との関係によつて求められ、提供する労働時間の増大と共にその賃銀率の増大を求めているのであり、それは当然提供する労働時間よりえられる効用の方が、同時時間閑暇によつてえられる効用よりも大きいことを示すものにほかならない。そして労働の価格（賃銀率）の増大と共にそれは上方にシフトすることとなる。次に労働力の需要側、企業家の方の労働力に対する態度は曲線 IO によつて示されているが、彼によれば、これは要するに労働力の雇用によつてえられる効用と機会費用（こゝでは賃銀）によつてえられる満足との比率によつて示されることになる。そして労働への価格の増大するにつれてその曲線は上方へシフトを示すであろう。かくてこの両者は各々その同一線上においては同一の満足を示すと共にこの無差別曲線の接点を求めることによつて契約曲線 CC をうる事が出来るであろう。そしてこの CC 曲線上の何れの点に賃銀率が決定するかは（従つて供給労働量）、労働者側の各無差別曲線と賃銀率を示す価格線との接点によつてえられる供給線（offer curve）、と他方企業者側の各無差別曲線と各価格線との接点によつて示される需要線との交点 A によつて示されるのである。

ところでこゝで示されている労働者側の無差別曲線は彼が交渉力に影響を及ぼす諸要素の中でのべているように、供給する労働時間に対する報酬という関係を示しているものであるならば、それは当然労働時間の伸長するに従つて高い報酬を求めるであらうし、短縮すれば逆となり、この曲線の如くに行動するであらう。しかしながらダンロップ

によれば彼はこの図表において明らかに労働者側の企業者側との交渉によつてえられる交渉利益の問題をも併せて解明しようとしていることは、彼がこの無差別曲線によつて示される供給者側の行動を、単なる労働者個々の行動というよりも労働組合の行動と考へて示しているのにほかならない。勿論この無差別曲線はたゞ労働者側の供給を労働時間と考へるだけでなく、労働量と考へてもこの右上り曲線については十分説明のつくところであろう。しかしこれが労働組合という一つの団体行動をとる場合となるならば、これは個々の労働者の集団が行動する場合とは異つた結果を示してくるであろう。即ち労働組合は先にもみた如く常に賃銀率（こゝでは賃銀総額）の増大と現組合員の雇用量の確保、あるいは雇用量の増大を求めつゝ企業者側と交渉に入るものであり、雇用の面を無視して賃銀の上昇のみを求めたり、また雇用の極大をはかつて賃銀を無視するが如きことをせず、常に両者を共に考慮しそれは完全なものではないにせよ、不完全な代替物として扱つていくであろう。いうまでもなく労働者側の雇用量と賃銀率は企業者側によつて規制されるものであり、企業の経営の悪化は労働の雇用量の減少とその賃銀率をも低下せしめるであろう。しかしこれに対して労働組合の行動はどのようなものであらうか。ダンロップは自らの「労働組合の経済的模

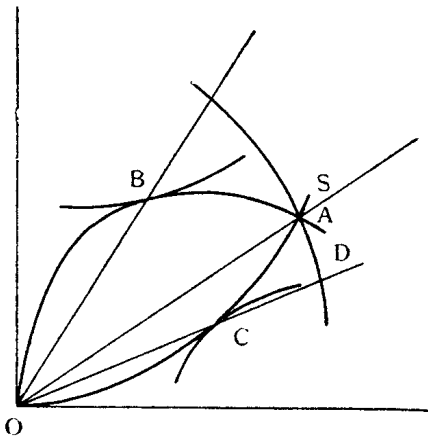


第3図

型」という組合の経済的行動を示すところの組合による経済的目標としてその中心を組合は組合員全体の賃銀総額の動きにおいており、企業よりえられる賃銀総額の極大額を失わぬように行動するものと考えられている。⁵⁾とするならばその賃銀総額のもとにおいて、一定の労働時間（八時間労働というが如き）によつて提供された労働量は各々一人当りの賃銀率の増大ということも勿論考慮するであらうが、仮に今尙首によつてその労働量が減じたとしても組合は組合員全体の賃銀総額の減少をくいとめ、ひいては一人当りの賃銀率の増大を求めるであらう。そして総額が抑えられているなら

ばそれは雇用量の増大によつて一人当りの賃銀率は低下を招くものであり、逆に雇用量の増大と共に一人当りの賃銀率の上昇を求めることはそれまでの総額よりもより大きな総額を求めることであり、それは先の行動線よりのシフトを求めることにほかならず（第3図における p より p' への移動）、一労働者の行動とは極めて異つたそれをえがくものといわねばならない。

次にダンロップは第2図に示した無差別曲線に市場条件、即ち市場の競争もしくは独占の問題をも含めしめようと試みている。従つてこれら曲線の傾斜はこの労働市場の純粹競争、供給独占あるいは需要独占の何れであるかによつて異り、三者は同じ勾配であるとは限らない。彼によれば W_c 線は純粹競争下における賃銀率であり、契約曲線 $C'C$ 、上で需給線の交わつて示される賃銀率 W_A 線は W_c 線より上であるために「労働の交渉利益はゼロよりも大きく」⁷⁾ 従つて労働組合の力が企業者側の力より大きい場合（供給独占）であり、仮に W_B 線のように W_c 線以下に賃銀率が決定した場合はまさにその反対の場合（需要独占）であるということになる。⁸⁾ ところで双方独占の理論において双



第4図

方の当事者の交渉の結果、賃銀率と雇用量が契約曲線上の点に決定したということは、両当事者が完全競争の場合におけるようにいわば価格受容者として行動した結果である。従つて例えば売手の方が価格の設定者として行動し、買手が価格受容者として行動する場合には、前者は自己にとつて最も有利な立場を維持しようとして最高の無差別曲線が需要曲線と接する点を求めようとするであらうし（第4図におけるB点）、反対に買手が価格設定者であり売手が価格受容者である場合は逆に買手にとつて最も望ましい無差別曲線を求めて、供給曲線との接点によつて（点C）賃銀率と雇用量を決定するであらう。そしてそれ以外の点において賃銀率と雇用量

が決つたとしても、それは結局契約曲線上の何れかの点に移動して決定すると考えられる。しかし乍らダンロップのその如くはじめから無差別曲線それ自体に市場形態を反映せしめてえがきつるとするならば、市場形態が純粹競争である場合、需給両当事者が価格受容者の立場で行動し、その合意点が契約曲線上に決定する場合はよいとしても、供給独占的市場（あるいは需要独占下の市場）のもとにおいて価格設定者として行動する供給者側（または需要者側）が契約曲線上において需給量と価格を決定することはそれ自体自らの有利な立場と相反するものであり、仮に今その点自体に供給者側（または需要者側）の有利な点が含まれていると考えると、右にみた如き供給者側の無差別曲線と需要線（または需要者側の無差別曲線と供給線）との接点というのは何を示すことになるかは明らかでないといわなければならない。従つて彼によつて示されたが如き無差別曲線上に各市場形態を導入し、労働組合からの交渉力による利益を測ろうとすることは理論上甚だ多くの問題点を含んでいると考えられる。

更にダンロップの契約曲線による分析において、契約曲線の下限と上限はそれぞれ需要独占賃銀率、供給独占賃銀率と名づけているが、結局それは労働力を供給する側としてそれ以下には賃銀率を切下げることが許されない生活水準の問題につながる点によつて下方は占められ、他方企業者側としてそれ以上の賃銀の支払いを不可能ならしめる経営上の点によつて劃されている。こゝで前者はさておき、需要者の立場は明らかに企業内における労働の限界あるいは平均価値生産力曲線によつて考慮さるべき点であり、需要者側の行動はその無差別曲線によつて示されるそれよりはもつと明瞭なものとなるであらう。

〔註〕

- (1) (2) J.T. Dnlop, op. cit., p. 77. 訳書、八九頁。
- (3) ダンロップは、 u を効用、 y を所得、 l を労働量、 L を閑暇量とするならば、 $(du/dy \cdot dy/dL) / (du/dL)$ という形でこの傾斜

が示されるものとしている。(op. cit., p. 81. 訳書、九三—九四頁。)この場合ダンロップによつて考えられている組合は、恰も一つの巨大な労働力を提供する団体の如きものである。尚、第2図で注意しなければならないのは、Y軸は賃銀額を示しているものであつて、賃銀率ではない。賃銀率は例えばA点では W_{AO} 線とX軸との角度によつて示されるのである。

(4) この関係は、 u を効用、 Y を生産によりえられる所得、 L を雇用労働量、 M を機会費用、即ち企業家の資本等の択一的使用による費用とするとき $(du/dY \cdot dY/dT)/(du/dM)$ ということになる。(op. cit., p. 80. 訳書、九三頁。)

(5) op. cit., chap. 3. 訳書、三六—五〇頁。尚拙稿「賃銀決定論をめぐる一試論」(大阪府立大学経済研究創刊号)、二〇六—二二三頁参照。

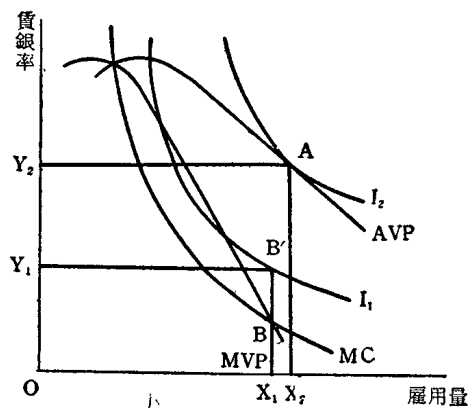
(6) 商品交換の場合をこのように賃銀決定の問題に適應できるのは、たゞ労働者が一日あるいは一週にいかほど労働時間(日)を提供するかという場合のみであるということは、つとにマーシャルの誤謬をヒックスによつて修正されている際に指摘されているところである。J.R. Hicks, "Edgeworth, Marshall, and the Indeterminateness of Wages", *Economic Journal*, 1930, pp. 225—6.

(7) ダンロップのいう交渉利益とは、ラーナーの独占度より導かれたもので、 P_f をその要素(こゝでは労働)の実際価格、 $S_c^p \cdot D_c^p$ を関連市場が純粹競争のときの労働の供給、需要価格とすると交渉利益 A_f は $\frac{P_f - S_c^p}{D_c^p}$ と示される。(op. cit., p. 78. 訳書、九〇頁。)

(8) しかし乍らダンロップはこの各々の場合無差別曲線曲線がそれぞれどのように勾配が異なるのかは全く明らかにされていない。しかし何れにせよ市場条件の異なるにつれて無差別曲線が異なる故に純粹競争下の契約曲線自体も第2図の如き供給独占下のそれとは異なるからc点はcc'線上にはのらないことになる。

四 カーターの所説

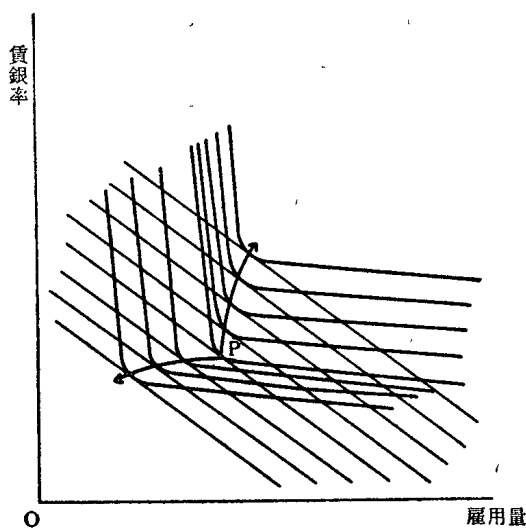
かくてわれわれは第二節においてふれたようなフェルナーの示す供給者側の選好函数と企業者側の需要函数による賃銀決定の問題にかえることになるであろう。この場合一方のみが強力であるときには、企業者側が強力な場合なら



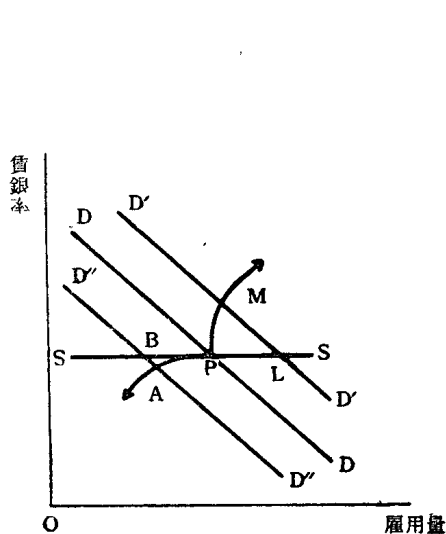
第5図

ら、これに対する限界費用曲線 MC との交点によつて賃銀率と雇用量は決定することとなるであろう。(即ち企業者側の方がより強力な場合であり、第5図において前者は A 点において賃銀率 OY_2 、雇用量 OX_2 となり、後者は B' 点において決定し賃銀率、雇用量は OY_1, OX_1 となる。)

しかし乍らこの考察によつてみられる労働者側の無差別曲線は、賃銀率と雇用量の関係を不完全な代替物と考え¹⁾同一線上においては常に同一の満足をうるものと考えられてはいるものの、その形状と上下へのシフトは一般の商品に対するものと同視され労働力としての、あるいはまた組合としての特殊性が反映されたとは考えられない。その意味においてカーターによつて示されたこれらの点への反省はこの点を一歩進めたものといへよう²⁾。彼によれば組合はそれぞれの選好線においてその生存上賃銀率に対して下方に限度を有しており、一樣に下方に低下するものとは考えられず、他方組合は需要における増減に対して同一の反応を示さないと考えられ、需要の増大のときには雇用よりも賃銀の増加により大きな関心を示し、また需要の減少に対しても雇用に対する侵入にも拘らず賃銀の減少に大きな



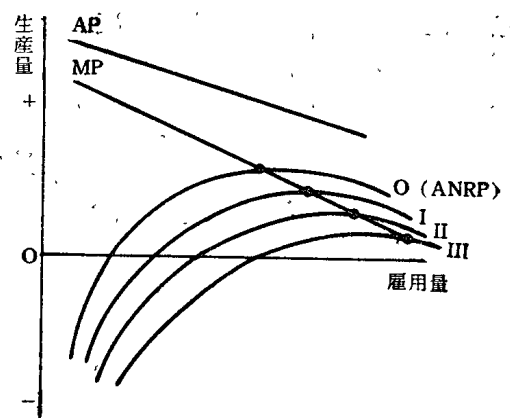
第6図



第7図

反抗するのが最もありうる場合として第6図の如き組合の交渉方策としての無差別曲線のあり方を示した。そしてこれらの無差別曲線と需要曲線との接点こそが組合の示しうる「賃銀選好経路」であると名づけ労働の供給曲線に代えている。³⁾ 団体交渉というものが結局のところ需給両者の選好計画上の争いと考えるとき、この組合側の供給経路に対して企業者側がその需要曲線を変化せしめるならば、例えば需要曲線の増加せる場合には（第7図において DD' 線より DD'' 線への移動）組合側は P 点より需要曲線と選好経路の交点 M への移動を好むであろうが、企業者側は現在の賃銀率にそつて雇用量のみを増大せしめた L 点への移動を望むであろう。かくて両者の交渉の結果はこの DD' 線上の ML 間に新しい賃銀・雇用水準の落着をみるのである。反対に需要曲線が $D''D'$ 線に減少した場合は組合側は賃銀選好経路にそつて行動せんとし、他方企業者側は賃銀率一定のまゝ雇用量の減少を求め、 $D''D'$ 線上の AB 間にその落着点を求めることが出来るが、両者の行動は極めて接近したものとなるであろう。

しかし更に進んで企業者側の行動はどうであろうか。単なる需要曲線に対して彼は平均純収入生産物曲線、即ち一生産要素（労働）の平均収入生産物よりその各単位によつてつくり出された生産物から生産するに要した他の諸要素の平均費用を差引いた結果を常に需要者側の行動の基準にえらび、この差引く他の諸要素（資本）のほか更に

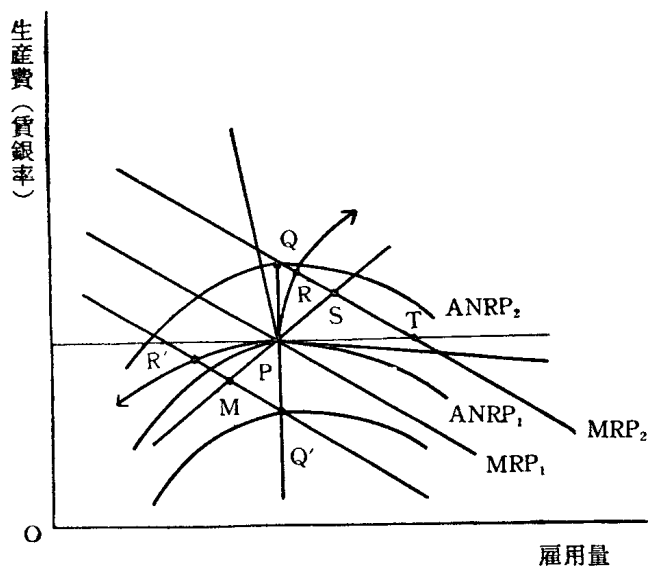


第8図

所与の利潤を減じていくならば、第8図にみる如く、この平均純収入生産物曲線 (ANRP) は下方にいくほど企業にとって有利なことを示すものといふ⁴⁾。かくて企業側が賃銀・雇用の決定権を有しているとすれば、彼は常にこの ANRP 線と限界費用曲線 MP 線との交点によつて⁵⁾それを決定せんと試み、それはまた企業側にとって最も望ましい利潤の極大を示している点であることはいふまでもない。

このような組合と企業側との両面からする選好線の結合は、いわば両者が他方のそれについて十分認知し、且妥協的な解決を試みようと考えているものといわなければならぬが、このような状態は「完全交渉条件」の一つとよびうるであろう⁶⁾。

そしてこのような前提にたつて右にのべた需給両当事者の行動を組合せてみよう。この場合先づ考えられるのは需要が団体交渉の前後を通じて常に不変のときと、それが増大するとき、減少するときの三つであるが、このうちの第一は需要不変であるから企業側にとっては単に限界収入生産物曲線を上下するのみであつて、組合による賃銀の増大は極めて特殊な場合——限界収入生産物曲線が極端に非弾力的なときを除いては組合の無差別曲線の上方へシフトした線との交点は望めず、賃銀率は上昇してもそれは無差別曲線の下方へシフトした線と交わるために雇用量は激減し、組合にとつての満足度はかえつて低下するを免れないであろう。しかも限界収入生産物曲線が非弾力的となる場合もそれは極めて限られたごく短期間のときであり、労働に対する需要曲線は常に労働が他の要素との代替性の可能なることを考えるときこのように非弾力的なることは極めて稀といふえよう。そこでむしろ問題は第二の企業の限界収入生産物曲線のシフトから生ずる企業にとつての利益の配分から生ずる両者の交渉である。従つて雇用の面を従とし専ら賃銀の面に両者の関心がそゝがれているとしよう。企業の ANRP 線と限界収入生産物曲線 MRP が旧状態より



第 9 図

に等しい T 点以下は彼らにとって何らの改善を示さないものであるから先づ考慮の外におかれるであろう。従つて RT 間において両者は交渉を重ねることになる。こゝで更に企業者側が組合は新しい契約を結ぶのに常に前回の経験をもととし、改善された地位についての測定をするであろうと考慮し、組合側のとる供給曲線を想像して、この場合は SPM 線をとるものと考えらるならば、これと MRP_2 との交点 S を交渉に際しての最低線として組合が主張するところである。とするならばこの RS 間に交渉の範囲が限定され、 S 点に新しい契約が成立するならばそれは企業にとつて R 点より更に好ましく組合もまたその地位を改善したといふうるわけである。第三に需要が減少した場合はこれとは逆に（第9図）企業は前回同様 P 点の真下の Q' 点に賃銀率を低下せしめようとするであろうが、組合は矢張

（ $ANRP_1, MRP_1$ ）新しい状態（ $ANRP_2, MRP_2$ ）に移動したとしよう。すると組合の観点から考えるならば、先にものべたように始めの点 P より賃銀選好経路にそつた新 MRP 線との交点 R に移動することを好むであろう（第9図）。この点は以前に比してより高い無差別曲線上であるから当然組合にとつては満足すべきところである。他方企業側はこの需要曲線の傾斜は不変であるならば、前の雇用量のもとで利潤水準の同価値の新水準はもとの MRP_1 と $ANRP_1$ との交点上の真上の点 Q が彼らにとつて望ましい点となるであろう。そしてこの Q より右の方へ下降するほどより好ましいことはいふまでもない。そして R 点において両者が妥結するならば問題は組合の望む通りであつたといふうるであろう。しかしこの点を越えて更に下降した場合、組合にとつての最低線は旧賃銀率

り賃銀選好経路に従つて R' 点への移動を出張する。従つて RQ 間で交渉が行われるであろうが、企業者側が組合側について前の場合の如き供給条件についての考慮を行い M 点をその下限とするならば交渉の範囲は RM 間に着するであろう。

このような組合と企業による賃銀交渉の過程は両者が互いに完全交渉の状態にある場合であるが、これがもしも不完全な場合事態はこのように単純ではないであろう。結局現在の MRP 線に対して組合及び企業それぞれの立場からの予想された限界収入生産物曲線がえがかれ、前者のそれは樂觀的であれば悲觀的見通しをたてる後者より上方になり、組合の求める最低賃銀率と企業の提出しうる最大限の賃銀率とのギャップをうめることに焦点がしぼられるであろう。この場合も勿論前の三つのときと同様これを図示しうるであろうがこれら賃銀—雇用の面以外の要素が導入されるならば容易に妥結を両者が求めない事態も招くであろう。しかし乍らこの場合はさておいても以上の考察は賃銀・雇用の両面において前者にウェイトをおいたものであり、近年における組合のむしろ雇用保証計画の要求の大なることを考えるとき、この考察の根柢にある組合の選好線自体が最も大きな問題として残るであろう。しかもこゝに示されたモデルはいわば一つの基準的な場合であつて、双方がそれぞれ強力な力を有した際の相異がどのように反映されてくるかは更に検討を要する点として残っているわけであり、市場における複雑性は一そう加味され追求されなければならぬ。

〔註〕

- (1) カーターはむしろこの關係を補完關係としてとらえている。(A.M. Cartter, op. cite., p. 90.)
- (2) A.M. Cartter, op. cit., chap. 10.
- (3) 彼はダンロップの組合員函数はこの賃銀選好経路のある特殊な場合を示したにすぎず、この方が組合にとつてより典型的であるとのべつてゐる。(op. cit., p. 92.)

- (4) 企業家側の利潤がより大となるほど $ANRP$ は下方にいくからにはかならない。
- (5) MP 線は各 $ANRP$ 線の頂点を通ることとなるであろう。
- (6) この場合、当然簡単化のために他の諸条件、即ち労働の生産性や生産に使用される他の諸要素の量や価格は交渉の終始を通して不変であると考える。
- (7) この説明にあたつてカーターは下方にいくほど利潤が大となり企業者にとつて好ましいというが、企業者はどの点までを下方にとろうとするかは詳かでなく、企業者の行動の基準としてどの程度までとろうとするかがむしろ極めて重大な点といわなければならない。
- (8) これは単に需要曲線の移動としてではなく、逆に需要独占の場合には DD 線上の問題として、また供給独占の場合には賃銀選好経路上の問題として如何にとらえるかが閑却されているということになる。先のダンロップの場合のように供給・需要独占の問題がこゝでは全く後退してしまつている点がこの所説の欠点といわなければならない。

五 結びに代えて

扱て以上においてわれわれは先にのべた労使間の交渉による賃銀決定論のうち、両者を合理的計算性にもとづいて行動するものとしてとらえ、特に労働組合の合理的行動を中心として賃銀・雇用の決定過程をみる第一の立場の諸論を考察した。しかし乍ら尚そこには限度が存在し、労働組合の合理的選好線による分析ですらもそれは交渉における賃銀率の上方と下方の限界を示すにとゞまり最終的決定点をのべることは出来ない。その意味でこの不確定範囲内における労使の行動―それは極めて不合理な闘争の行動ではあるが―を考察せんとする第二の立場がその意義を有してくることになるであろう。しかし現在この第一の立場にある諸理論ですら、労働市場の賃銀決定論を単にその市場の問題としてとらえているにすぎず、尚多くの問題点を含んでいてもこれを労働市場に関連せる他の生産物市場の競争の型と共に考察し労働市場への影響を試みたダンロップの研究は、この第一の立場の今後の考察の方向に

大きな暗示を与えているといわなければならない。

次に問題として考えねばならぬことは、このような考察を更に進めるとしてもそれは理論的にはあくまでも市場理論と価格理論からの接近にほかならない。そして労働市場の賃銀決定には価格理論の適用がたやすく行われているがその供給曲線については極めて慎重であらねばならないであろう。特に労働組合の勢力の増大は単なる賃銀の増大と雇用量の増加ということに進むのではなく、むしろ賃銀の上昇と労働時間（雇用量ではなく）の短縮という方向に進んでいるというが如き一例をみてもその帯びている社会的性格はこれを無視することは出来ない¹⁾。このような現実面の考察とあいまってこそ諸理論の適用もその意義を有して来るといふのである。しかし何れにせよ今日賃銀をめぐる種々の分野に多くの進歩を見ているにも拘らず、決定論は尚多くの問題を残しその不充分さを示しているといわなければならない。

〔註〕

- (1) 例えば F. Meyers "Price Theory and Union Monopoly" *Industrial and Labor Relations Review*, 1959. pp. 434~
445. における労働の供給曲線の考察とその後の F. O'Connor との間の論争等にこれらの動きがみられよう。